

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「価値創造(Value Create)」を経営理念として、お客様の価値創造を支援する事業活動を実践することにより、株主や地域社会、ビジネスパートナー等の全てのステークホルダー(利害関係者)との信頼関係を築き、持続的な成長を実現できるものと考えております。その実現に資するためにコーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと捉え、法令に準拠した効率的かつ効果的なマネジメントシステムの確立と運営に努め、経営の監視と業務の監査機能の実効性向上を図り、高いコンプライアンス意識の維持向上に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村松 澄夫	1,292,500	17.25
西澤管財株式会社	1,000,000	13.34
株式会社MHcapital	992,000	13.24
JPcapital株式会社	900,000	12.01
芝 広行	143,200	1.91
株式会社DAWNCAPITAL	120,200	1.60
太田 昭男	70,500	0.94
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	56,000	0.75
株式会社SHcapital	52,400	0.70
佐々木 貴政	51,800	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

名古屋 セントレックス

決算期

3月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期 	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西澤 岳志	他の会社の出身者							○				
二木 教夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西澤 岳志		—	【社外取締役の選任理由】 長年にわたり上場会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役に選任しております。

二木 教夫		【社外取締役の選任理由】 経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、長年にわたるIT業界で専門的な知識・経験等を有しており、幅広い視点からの当社の企業価値向上のための支援をしていただくため、社外取締役に選任しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
監査役と会計監査人とは定期的に会合を開催し、相互に監査の計画・方法・結果について報告及び説明を受け、情報交換や協議を行っております。また、必要に応じて随時会合を開催し、連携して監査の実行性の確保に努めております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
監査役は内部監査部門（内部監査室）と定期的に会合を開催し、内部監査計画・方法・結果について報告を受け情報交換や協議を行っております。また、必要に応じて随時内部監査室と情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾高 雅美	弁護士										△			
清水 勝士	他の会社の出身者													
奥山 琢磨	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

- l

上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m

その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾高 雅美	○	同氏と当社とは、2013年8月1日から2015年8月31日まで法律顧問契約を締結しておりましたが、同氏への支払報酬の総額は僅少であり、すでに同契約は終了していることから、同氏の独立性に影響を与えないと判断しております。	【社外監査役の選任理由】 弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び会計分野での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 【独立役員に指定した理由】 同氏は、独立役員の要件を満たしており、法務・会計面における高度な見識を活かし、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たしていただけるものと判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同氏を指定しております。
清水 勝士		――	【社外監査役の選任理由】 財務省で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の経営監視機能を担っていただくため、社外監査役に選任しております。
奥山 琢磨		――	【社外監査役の選任理由】 会計監査業務で培われた会計分野での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

中長期的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲を高める手段として、ストックオプション制度を有効な選択肢として考えております。ただし、現時点においてストックオプションの発行残高はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
平成28年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の総額は32,160千円であり、その内訳は以下のとおりであります。 ・取締役を支払った報酬 24,360千円(うち社外取締役 6,000千円) ・監査役を支払った報酬 7,800千円(うち社外監査役 7,800千円)	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価は正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。

また、月1回開催される取締役会及び監査役会等の重要な会議に出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っており、また、社外監査役については、会計監査人から年4回の監査講評を受けております。

なお、必要に応じて管理部及び経営企画室が社外監査役の業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行は、代表取締役社長の下、部門責任者が迅速に遂行しておりますが、内部牽制機能を確立するため、組織規程等において各々の権限や責任を明らかにし、適切な業務手続を定めております。また、関連法規の遵守については、各役職員が経営理念を実践する主体者として社会モラルと見識をもって責任ある行動をするよう強く求め、その姿勢を各人の業務評価項目に加えるなど、企業は公器であるとの基本認識に基づき、ルールの遵守とフェアな業務運営を徹底しております。

当社は月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告、審議、決議等を行っております。取締役会は現在、取締役7名、監査役3名(うち、非常勤監査役2名)で構成されており、経営効率の維持・向上を図るとともに、経営の健全性の維持・強化を図っております。また、子会社取締役を兼務する当社取締役からは当該子会社の状況について適宜報告がなされる体制となっております。監査役は、取締役会及び重要な会議への出席や業務監査の実施により、取締役の業務執行状況が法令又は定款の規程を遵守しているか否かを厳正に監視しております。

重要な法務的課題及びコンプライアンスにかかる事象については、適宜顧問弁護士に相談し、指導及び助言を受けており、税務関連や労務関連についても、税理士法人及び社会保険労務士と顧問契約を締結し、適宜助言を受けております。

また、KDA監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法上の会計監査を受けるとともに、重要な会計上の課題等について随時相談を行っております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は関本享、毛利優の2名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、会計士補1名であり、いずれもKDA監査法人に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制については、これまで有効に機能しており、経営に対する監視機能としては十分な体制であるものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社のホームページ上に株主総会招集通知及び決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.vlcholdings.com/)において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、有価証券報告書(四半期報告書)等の掲載を行っているほか、IRスケジュールについて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	個人情報を含めたあらゆる情報に対し、管理運用するマネジメントシステムの確立と財務報告に係わる内部統制システムの構築により開示情報の信頼度を高めるべく、役員及び従業員に周知、徹底しております。 また、適時開示を適切に行うとともに、ホームページを中心とした情報提供を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会決議により業務の適正を確保するための以下の基本方針を定めており、本基本方針に基づき内部統制システムを整備しております。

【内部統制システム構築の基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動憲章」及びコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款・社内規程の遵守を徹底する。

(2) 取締役及び使用人が法令又は定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、内部通報制度運用規程を定めており、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない。

(3) 監査役は、監査法人及び内部監査部門と連携し、監査役規程・監査役会規則・監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(4) コンプライアンス体制に係る規程に基づき、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスの推進については、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務を遂行するよう教育・研修を実施する。

(5) 内部監査部門は、各部門の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款・社内規程に準拠して適正に行われているかを調査・検証し、代表取締役社長及び監査役等に報告する。

(6) 取締役会は、コンプライアンス体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要な情報を速やかに入手できる体制を構築するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程を定め、業務執行に係るリスクを把握、分析し適切な対応を行うための全社的なリスク管理体制を構築する。全社的なリスク管理はリスクマネジメント委員会が統括し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、当該部門において個別の規定、マニュアル等を整備するとともに使用人への教育を行うこととする。

(2) 内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、リスクマネジメント体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。

(3) 不測の事態が発生した場合は、対応マニュアルに基づき代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(2) 取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画を達成するため取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの利益と発展を目的として関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については事前の協議を行うこととし、また経営状況と財政状況に係る定期的な報告を求めることとする。

(2) 当社グループ各社の状況に適したコーポレートガバナンス体制を構築する。また、原則として当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、当社グループとしての一体的かつ効率的な事業運営、業務執行及びリスク管理に努めるものとする。

(3) 当社と子会社との取引条件が、第三者との取引と比較して恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認することとする。

(4) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、子会社の管理体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が職務を補助する使用人（以下、補助スタッフという）を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助スタッフを選出することとする。

(2) 補助スタッフに関する任命・異動、人事考課及び懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとする。

(3) 監査役は、補助スタッフの取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

(4) 監査役は、補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の業務執行状況、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について直ちに報告するものとする。

(2) 監査役が取締役会その他重要な社内会議に出席し、重要な報告を適時受けられる体制を構築するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に追加の説明・報告を求めることができるものとする。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題について意見交換を行う。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保するものとする。

(3) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家との連携を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制整備等

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは「企業行動憲章」等において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない旨定めるものとする。

(2) 対応統括部署

グループ各社の総務部門を対応部署とし、同部署に一任せず、会社全体で対応する。

(3) 外部の専門機関との連携状況

必要に応じて研修会等に参加し、情報収集を行うものとする。また、顧問弁護士や所轄警察署に随時相談を行うものとする。

(4) 研修活動の実施状況

随時社内研修を実施することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議による業務の適正を確保するための基本方針のなかで、反社会的勢力(暴力・威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団又は個人)の排除に向けた基本方針について定めており、その基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりとなります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 組織としての対応

当社は、全社をあげて反社会的勢力の排除に努め、担当者や担当部署に任せるのではなく組織全体で対応するものとします。

(2) 外部専門機関との連携

当社は、平素から警察、顧問弁護士等の外部機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の排除に努めるものとします。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力との裏取引、資金提供、不適切な取引等、不当な取引は一切行いません。

2. 対応統括部署

グループ各社の総務部門を対応部署としておりますが、同部署に一任せず、会社全体で対応することとしております。

3. 外部の専門機関との連携状況

当社は外部研修会等に参加し、情報収集を行っております。また、顧問弁護士や所轄警察署とも随時連絡を取っております。

4. 研修活動の実施状況

随時社内研修を実施しております。

5. 取引関係の遮断

契約締結の際には反社会的勢力排除条項を定め、必要に応じて取引先等の調査を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、投資者保護に資するため、法令等を遵守し、迅速、正確、明瞭かつ公平な会社情報の開示を行うことを適時開示に係る基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

適時開示に係る社内体制として、管理担当取締役を情報取扱責任者、経営企画室を担当部署としております。

3. 適時開示の手続き

(1) 重要な決定事実に関する情報

当社及び子会社の決定事実については、経営企画室が証券取引所の定める適時開示規則等に該当するか否かを検討し、情報取扱責任者へ報告いたします。開示が必要な場合は、経営企画室にて開示資料を作成・チェックのうえ、情報取扱責任者が内容を精査し、取締役会決議後に遅滞なく開示いたします。

(2) 重要な発生事実に関する情報

当社及び子会社の発生事実については、直ちに各部署の責任者から経営企画室へ発生事実に関する詳細が報告されます。報告を受けた経営企画室は発生事実を管理担当役員へ報告すると同時に適時開示規則等に該当するか否かを検討いたします。開示が必要な場合は、経営企画室にて開示資料を作成・チェックのうえ、情報取扱責任者が内容を精査し、代表取締役社長による承認後に遅滞なく開示いたします。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理財務部及び経営企画室が四半期毎に作成・チェックのうえ、情報取扱責任者による精査後に会計監査人の監査またはレビューを受け、取締役会決議後に遅滞なく開示いたします。

4. 適時開示の方法

開示対象となる情報につきましては、TDnet及びEDINETを利用して遅滞なく開示を行い、必要に応じて報道機関に対しても開示資料を配布いたします。また、公表された会社情報は当社ホームページに掲載する等、株主及び投資家等の皆様への迅速かつ公平な情報提供に努めます。

<コーポレート・ガバナンス体制>

